

日本JCC 外国語学校学則

第1章 総 則

(本学の目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、諸外国と我が国との相互理解及び友好の増進を図り、もって日本社会の成長に寄与することを目的とする。

(学校の名称)

第2条 本学は、日本JCC 外国語学校という。

(組織)

第3条 本学には、進学コースを置く。

(所在地)

第4条 本学は、千葉県船橋市栄町1-1-20に置く。

(評価)

第5条 本学はその教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について、自ら点検・評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 授業実施期間、授業日数および休業日

第6条 日本語教育課程の評価等を実施する期間は、4月1日から翌年3月31日までを一周期とすることを基本とする。

2. 学期は次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日 後期 10月1日から3月31日

(授業日数及び休業日)

第7条 本学が授業を開講できる日数は1年から休業日を除いた日数とする。

2 休業日は、次のとおりとする。

・日曜日及び土曜日 ・国民の祝日に関する法律で規定する日

・夏季休業(8月上旬～8月中旬)

・冬季休業(12月下旬～1月上旬) ・春季休業(3月中旬～4月上旬)

3 校長が必要と認めたときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

4 第2項に定める休業日のほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 日本語教育課程

(教育課程)

第8条 本学の教育課程及び授業時間は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。年間の授業日数は760時間を下回らないものとする。

第9条 本学には、以下の表の日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」の尺度で示された日本語能力をいう。）、収容定員数、授業科目及び授業時数はそれぞれ以下に掲げるとおりとする。

日本語教育課程	修業期間	日本語能力の到達目標	収容定員数	授業科目	授業時間 (合計)
進学2年コース	2年	B2	60名 (3クラス)	文字・語彙	1600時間
				総合日本語	
				会話	
				文法	
				聴解	
				読解	
				作文	
				音声	

日本語教育課程	修業期間	日本語能力の到達目標	収容定員数	授業科目	授業時間 (合計)
進学1年6か月 コース	1年6か月	B2	40名 (2クラス)	文字・語彙	1200時間
				総合日本語	
				会話	
				文法	
				聴解	
				読解	
				作文	
				音声	

(教育の提供方法)

第10条 本学は、生徒の要望に適切に対応するため、生徒の目的及び目標に応じ、在籍する日本語教育課程を構成する授業科目またはその一部を用いて体系的に編成したコースを提供することを基本とする。この場合において、生徒が日本語教育課程を構成する授業科目をすべて受講し当該日本語教育課程全体を受講することを妨げない。

2 コースの収容定員数は、前条の表に掲げる収容定員数の内数とする。

(クラス編成)

第11条 クラスは、同時期に同一の日本語教育課程を受講する生徒を20名以下ごとに分けて編成する。

第4章 学習の評価、課程修了の認定（学習の評価）

第12条 学習の評価は、期末試験成績、出席状況、平常点を総合して決定し、5段階評価とする。

2 前項の期末試験は、前期(4月～9月)9月第1週 後期(10月～3月)3月第1週に実施。

初級【6科目】漢字・語彙/総合日本語/文法/作文/聴解/音声

初中級【7科目】漢字・語彙/総合日本語/文法/作文/読解/聴解/試験演習

中級【7科目】総合日本語/漢字・語彙/文法/作文/読解/聴解/試験演習

中上級【7科目】総合日本語/漢字・語彙/文法/作文/読解/聴解/試験演習

の試験を実施し、成績はA～Eまでの5段階評価とする。

5段階評価 100点方対比 A—90点以上 B—80点以上90点未満 C—70点以上80点未満 D—60点以上70点未満 E—60点未満。A,B,C,Dは合格とし、Eは追試とする。

(修了・卒業の認定)

第13条 校長は教育課程で定められた各授業科目について第12条に定める学習評価を行い、学期の期末試験で全科目6割を超え、かつ在学中の総出席率が8割を超える者に、当該科目の修了を認定する。

2 校長は各学期の期末試験で全科目6割を超え、かつ在学中の総出席率が8割を超えた者に、卒業証書を授与する。

第5章 教員及び職員組織（教員及び職員組織）

第14条 本学に、次の教員及び職員を置く。

(1) 校長

- (2) 本務等教員 3名以上
 - (3) 日本語教員 3名以上
 - (4) 生活指導担当者 1名以上
 - (5) 事務統括責任者 1名
 - (6) 事務職員（事務統括責任者を除く）1名以上
- 2 日本語教員は非常勤とする。
- 3 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 4 校長が主任教員と兼任しない場合は、校長 1 名、主任教員 1 名を置く。
- 5 校長が他校の校長と兼任する場合は、副校長 1 名を置く。
- 6 校長は、定期的に教員職員会議を実施する。

（校長）

第15条 校長は、本学の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

（主任教員）

第16条 本務等教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

（教員会議）

第17条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

2 教員会議は校長が主宰する。

第6章 在籍等（在籍）

第18条 本学に在籍できる者は、我が国で留学することを目的とする外国人で、入学資格を満たし、校長が許可した者とする。

（在籍の開始時期）

第19条 在籍の開始時期は、日本語教育課程2年コースは4月入学、1年6か月コースは10月入学とする。

（入学資格）

第20条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (2) 12 年課程修了以上又はこれと同等レベル以上の者
- (3) 年齢が 18 歳以上の者
- (4) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (5) 信頼のおける保証人を有する者

（入学時期）

第21条 本学への入学は、年 2 回とし、その時期は、4 月および10 月とする。

(入学手続)

第22条 本学への入学手続は次のとおりとする。

- 2 本学へ入学しようとする者は、本学が定める入学願書その他の書類に必要な事項を記載し、指定期日までに出席しなければならない。
- 3 前項の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- 4 本学に入学を許可された者が正当な理由により入学を辞退する場合は、早急に本学に申し出なければならない。
- 5 入学を許可された者が正当な理由により入学を遅延する場合は、早急に本学に申し出なければならない。

(転学)

第23条 本学から転学を希望する者は、校長にその旨を届出て、校長と転学先の所属長双方の合意が得られる場合は、これを認める。

- 2 災害などで学校が使用できない場合、校長は生徒を支援し、協定先への転学を勧める。

(退学)

第24条 退学しようとする者は、その事由を記し校長の許可を受けなければならない。

- 2 各自の都合により退学する者は、その理由を明らかにし、「退学届」及び関連証明書類を提出しなければならない。

(休学)

第25条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、5日以上休学しようとする場合は、その理由及び休学の期間を記載した休学届に診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合、校長にその旨を届け出て校長の許可を得て復学することができる。

第7章 賞罰（賞罰）

第26条 成績優秀にして他の模範となる者については、校長はこれを表彰することができる。

(除籍)

第27条 授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者については、校長は在籍の許可を取り消し又は除籍することができる。

- 2 長期にわたり連絡が取れない者については、校長は除籍することができる。

(懲戒処分)

第28条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該する生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3 懲戒は、次の番号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力不足で成業向上の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席率が著しく低い者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第8章 納付金・授業料等

第29条 本学の納付金は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 入学検定料 | 20,000 円 |
| (2) 入 学 金 | 57,000 円 |
| (3) 授 業 料 | 693,000 円(年間) |
| (4) 施設費 | 50,000 円(年間) |
| (5) 教材費 | 40,000 円(年間) |
| (6) 課外活動費 | 15,000円(年間) |
| (7) 保険料 | 8,000 円(年間) |
| (8) 健康管理費 | 13,000 円(年間) |

※すべて税込みである。

授業料に設備費が含まれている

2 日本語教育課程を受講する者は、前項の授業料の範囲内で校長が定める額を納入しなければならない。

(納入)

第30条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、納付金を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、校長が納付金について延納を認める相当の理由があると認めた場合は、この限りではない。

(滞納)

第31条 生徒が正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(納付金の返金方法)

第32条 納付金等の返金は、原則、3カ月ごとに行う。

2 納付金等の返金は、生徒本人または経費支弁者、仲介機関を通して行う。

3 納付金等の返金の際にかかる送金手数料は、受取人の負担とする。

(返金処理)

第33条 返金する場合は、次の各項に従って処理するものとする。

2 「在留資格認定証明書」交付後において納付金等を支払う前に入学を辞退した場合。入学検定料は返金しない。「入学許可書」(入学を辞退した者が所持している場合)の返却を義務づける。

3 「在留資格認定証明書」交付後に納付金等を支払ったが、在外公館へ入国査証申請書類を提出せず、来日以前に入学を辞退した場合。

(1) 入学検定料及び入学金は返金しない。

(2) 「入学許可書」及び「在留資格認定証明書」(入学を辞退した者が所持している場合)の返却が確認された後に、納付金から30%を差し引いた金額を返金する。

4 「在留資格認定証明書」交付後に納付金等を支払ったが、入国査証を取得した後に、来日以前に入学を辞退した場合。

(1) 入学検定料及び入学金は返金しない。

(2) 「旅券に添付された査証に取消印のあるページ」の複写の提出及び「入学許可書」の返却が確認された後に、納付金から30%を差し引いた金額を返金する。

5 「在留資格認定証明書」交付後に納付金等を支払ったが、在外公館から入国査証発給が拒否された場合。

(1) 入学検定料及び入学金は返金しない。

(2) 「在外公館において査証が発給なかったことの証明資料」の提出及び「入学許可書」の返却が確認された後に、納付金等を返金する。

6 入国査証を使用して来日し、入学前に入学を辞退する場合。

入学検定料及び入学金は返金しない。「入学許可書」の返却が確認された後に、納付金から30%を差し引いた金額を返金する。

7 生徒の事情により来日が遅れた場合。

未受講分の授業料は返金しない。

8 入学後において退学届が提出された場合。

(1) 退学届が受理された場合であっても、最初の6か月分の納付金等は理由の如何を問わず返金しない。未受講分の授業料について、3カ月単位で納付金から30%を差し引いた金額を返金する。

(2) 納付金等の返金は、①本学入学前に生徒本人が取得した在留カードが無効となったことを当校が確認したときに限り行う。

(3) 前号①に基づき納付金等の返金を求める場合、生徒本人は、前号①の該当性を判断するため、当校の指示に従い、「再入国許可及びみなし再入国許可を受けずに出国港で出国承認を受け、無効となった在留カード及び出国日のわかるパスポートのページ」その他当校が指示する書類を提出又は提示しなければならない。

(4) 退学届が提出された場合であっても、第 10 項に該当する場合は除く。

9 入学後において休学届が提出された場合。

未受講分の授業料について、3カ月単位で納付金から30%を差し引いた金額を返金する。

10 強制送還された場合や退学処分を受けた者には、納付金等は返金しない。

11 天災、疫病等、本学の責めによらない事由により長期間授業ができない場合であっても、納付金等は返金しない。

第9章 雑則

(健康診断)

第34条 健康診断は各コース入学後1か月以内に実施の後、1年後に再度実施する。

(寄宿舎)

第35条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(細則)

第36条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和9年10月1日から施行する。